

保土ヶ谷公園有料施設の利用料金減免基準について（一部抜粋）

1 免除できるもの

- (1) 地方公共団体又は指定管理者が一般住民を対象として、体育・文化行事等を行う場合
- (2) 義務教育諸学校、幼稚園及び保育所が学校等として体育行事を行う場合
- (3) 社会福祉団体（国や県から認可を受け設立した団体）が施設の厚生活動の一環として体育行事を行う場合
- (4) 障がい者が利用する場合

2 半額免除できるもの

- (1) 前項（2）及び（3）が入場料を徴して体育行事等を行う場合

3 サッカー場及びラグビーの平日（7月14日～8月31日を除く）の扱い

- (1) 免除
高等学校及び学校教育法第1条に規定する中等教育学校、特別支援学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校が学校等として体育行事を行うために入場料を徴しないで利用する場合
- (2) 半額免除
 - ア 前号（1）において入場料を徴する場合
 - イ 高等学校、義務教育諸学校、幼稚園、保育園等が試合・練習等を行うために入場料を徴しないで利用する場合
- (3) 4分の1免除
前号（2）イにおいて入場料を徴する場合

上記に該当する場合は事前に保土ヶ谷公園管理事務所にご連絡をお願いいたします。